

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

- a. 地域資源の活用と多角的な連携による地域活性化への貢献：埼玉県熊谷市周辺における築150年の古民家再生と隣接農地を活用した新事業（宿泊施設、苗木栽培、農業体験提供）の展開にあたり、事業用地オーナー様との信頼関係を基盤とし、地域の農家の皆様、地元食材を提供する飲食関連業者様、さらには行政（例：観光振興に力を入れる行田市¹）との連携を積極的に推進します。これにより、地域資源を活かした持続可能な観光・農業モデルを構築し、交流人口の増加や地域経済の活性化に貢献することを目指します¹。この取り組みは、単なる事業展開に留まらず、地域の魅力を高め、共に発展していくという強い意志に基づいています。
- b. 既存事業で培ったノウハウの共有と専門技術の連携強化：当社の主力事業である建設業（店舗・商業施設設計施工、住宅リフォーム、木製ハウス建設等）で培ってきた企画・設計・施工の一貫管理体制と高度な専門技術¹、特に環境配慮型の木製ハウス建設ノウハウ¹、及び飲食業（和食屋運営）における食材調達・調理・衛生管理・接客ノウハウ¹を、新事業へ展開します。この過程において、関連資材の供給業者様、専門工事業者様、さらには新事業で導入する環境制御システム等の技術提供企業様との連携を一層強化し、品質の高い施設・サービス提供体制を構築します。
- c. 環境配慮型事業の推進とグリーンパートナーシップの構築：新事業における環境負荷の少ない特注木製ハウスの採用¹、施設園芸における環境制御システムの導入による効率的な資源利用¹、将来的には自家消費型太陽光発電システムの導入検討¹等を通じて、環境配慮を重視した事業運営を行います。この実現のため、環境配慮型技術や資材を有する企業、研究機関等との情報交換や連携を積極的に模索し、サプライチェーン全体でのグリーン化への取り組みを推進します。
- d. 6次産業化モデルの推進と公正な取引関係の構築：新事業で栽培・収穫した野菜を、自社経営の和食飲食店で食材として活用する¹など、生産（1次）から加工（2次）、提供（3次）までを一貫して行う6次産業化の取り組みを推進します。これにより、付加価値の高い商品・サービスを創出し、食材生産者である地域の農家の皆様とは、安定的かつ公正な価格での取引関係を構築し、相互の持続的な発展を目指します。
- e. 体験価値の共同創造と新たなビジネスモデルへの挑戦：新事業の核となる「150年の歴史を持つ古民家での宿泊」という非日常体験、環境に配慮した特注の木製ハウスでの本格的な農業体

験、収穫した新鮮な食材を自社飲食店で味わえる一貫した食体験」といった「体験価値のパッケージ」¹は、多くのパートナー様との協力なしには成り立ちません。地域の文化体験を提供する方々、新たなアクティビティを提案できる事業者様など、多様な主体との連携を通じて、お客様に提供する体験価値を常に向上させていきます。また、新事業で設置する木製ハウスを「デモ機」とし、将来的には環境制御システム付き木製ハウスとして販売する事業展開構想¹は、新たなBtoB のパートナーシップを切り拓く挑戦です。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。特に、当社の建設事業における特注製作（家具・看板・金物等）や新事業における木製ハウス建設、古民家改修においては、お取引先様である専門工事業者様や資材供給業者様と、仕様、品質、納期、そして価格について、プロジェクトの初期段階から透明性の高い協議を行い、相互納得の上で決定します。

② 型管理などのコスト負担

「当社は、振興基準に示される金属、プラスチック等の成形加工に用いられる「型」を活用した継続的な量産取引は行っておりません。建設事業における特注製作や新事業の施設整備において、一時的に必要となる治具等については、その製作や管理に係る費用負担に関し、お取引先様と事前に十分に協議し、一方的な負担を求めるることはいたしません。

③ 手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

④ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

当社が有する建設業における企画・設計・施工の一貫管理ノウハウや木製ハウスに関する独自の設計・建設技術についてはその権利を尊重するとともに、お取引先様が有する専門的な技術、ノ

ウハウ、知的財産権についても同様に最大限尊重し、その保護に努めます。共同で新たな価値を創造する際には、知的財産の取り扱いについて事前に明確な合意形成を図ります。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、お取引先様に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、お取引先様に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。当社の建設事業における一貫管理体制を活かし、プロジェクトの計画段階からお取引先様と工程、人員配置等について密に連携し、無理のない計画を策定することで、急な仕様変更や短納期発注を極力回避するよう努めます。新事業においても、季節変動等を考慮した運営計画を早期に共有し、協力会社様が計画的に対応できるよう配慮します。

3. その他（任意記載）

- 地域社会との共創による持続可能な価値創造への貢献：**当社は、新事業「(仮称)古民家と木製ハウスによる農業体験滞在施設」を通じて、埼玉県熊谷市及び周辺地域(行田市等)の遊休資産(古民家、農地)の有効活用¹⁾、新たな雇用創出(現地スタッフの雇用¹⁾)、そして観光客誘致による地域経済への波及効果を目指します。この事業は、単に利益を追求するだけでなく、日本の田舎・文化体験という独自の価値を提供し¹⁾、環境への配慮(木製ハウス、環境制御農業¹⁾)を実践することで、地域社会及びサプライチェーン全体の持続可能性に貢献するものです。このような社会的意義のある事業を、お取引先の皆様と共に創り上げていくことを目指します。
- 技術とノウハウの融合による新たな事業展開への挑戦：**当社は、既存の建設業(木製ハウス建設ノウハウ)、飲食業(食材活用ノウハウ)、そして過去の宿泊業(民泊運営経験)で培った知見¹⁾を新事業に結集させます。さらに、新事業で導入する木製ハウスを「デモ機」として活用し、将来的には環境制御システムを搭載した高機能木製ハウスとして販売展開していく構想¹⁾を持っています。この挑戦は、新たな技術を持つ企業様や販売パートナー様との連携を必要とし、共に成長できるビジネスモデルの構築を目指すものです。
- 働く人のウェルビーイングへの配慮：**当社は、事業を支えてくださるお取引先企業の従業員の皆様、特に建設現場等で技能を発揮される職人の皆様の技術と経験を深く尊重します。安全な作業環境の確保はもとより、適正な工期と対価を通じて、働きがいを感じられる関係性の構築に努めます。

2025年6月9日

株式会社新和

代表取締役 青柳武次

企 業 名

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。